

前回検討会からの変更点

資料2

新			旧		
共通	—	削除	—	ガイドラインの構成イメージ(案)3. (1)又は(2)の別	
共通	—	本類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられるもの	—	うち、消費者に誤認を生じさせるおそれが高いと考えられる表示の詳細	
共通	—	食品添加物	—	添加物	
共通	—	「強調表示に関するコーデックス一般ガイドライン」(CAC/GL 1-1979)	—	コーデックス	
類型1	<ul style="list-style-type: none"> ・— ・(1) ・例 ・(2) 	<ul style="list-style-type: none"> ・単なる「無添加」の表示 ・無添加となる対象が不明確である ・単に「無添加」とだけ記載した表示 ・削除 	<ul style="list-style-type: none"> ・項目名 ・類型の説明 ・例 ・詳細 	<ul style="list-style-type: none"> ・単なる「無添加」 ・無添加となる対象が不明確 ・単なる「無添加」の表示 ・※参考: QA加工-90 	
類型2	<ul style="list-style-type: none"> ・— ・(2) ・(2) 	<ul style="list-style-type: none"> ・食品表示基準に規定されていない用語を使用した表示 ・食品添加物 ・「食品表示基準について」(平成27年3月30日消食表第139号消費者庁次長通知) 	<ul style="list-style-type: none"> ・項目名 ・詳細 ・詳細 	<ul style="list-style-type: none"> ・食品表示基準に規定されていない用語 ・指定添加物及び既存添加物 ・次長通知 	
類型3	<ul style="list-style-type: none"> ・— ・(1) ・例 	<ul style="list-style-type: none"> ・食品添加物の使用が法令で認められていない食品への表示 ・法令上、当該食品に対して使用が認められていない食品添加物を無添加あるいは不使用と表示している ・清涼飲料水に「ソルビン酸不使用」と表示 	<ul style="list-style-type: none"> ・項目名 ・類型の説明 ・例 	<ul style="list-style-type: none"> ・添加物の使用が法令で認められていない ・当該食品に対して添加物の使用が法令上で認められていない ・清涼飲料水に「ソルビン酸不使用」 	
旧④は旧⑩と統合					
類型4	<ul style="list-style-type: none"> ・— ・— ・例1 ・例2 	<ul style="list-style-type: none"> ・類型4 ・同一機能・類似機能を持つ食品添加物を使用した食品への表示 ・日持ち向上目的で保存料以外の食品添加物を使用した食品に、「保存料不使用」と表示 ・既存添加物の着色料を使用した食品に、「合成着色料不使用」と表示 	<ul style="list-style-type: none"> ・No. ・項目名 ・例 ・例 	<ul style="list-style-type: none"> ・⑤ ・同一機能・類似機能(添加物) ・「保存料不使用」としながら日持ち向上目的で添加物を使用 ・合成着色料不使用としながら既存添加物の着色料を使用 	

前回検討会からの変更点

新		旧	
<p>タイプ5</p> <ul style="list-style-type: none"> - - 例1 例2 (2) 	<ul style="list-style-type: none"> ・タイプ5 ・同一機能・類似機能を持つ原材料を使用した食品への表示 ・原材料として、アミノ酸を含有する抽出物を使用した食品に、化学調味料を使用していない旨を表示 ・乳化作用を持つ原材料を高度に加工して使用した食品に、乳化剤を使用していない旨を表示 ・同等な特質を与える 	<ul style="list-style-type: none"> ・No. ・項目名 ・例 ・例 ・詳細 	<ul style="list-style-type: none"> ・⑥ ・同一機能・類似機能(原材料) ・化学調味料を使用していない旨の表示をしながら、原材料として、アミノ酸を含有する抽出物を使用 ・乳化剤を使用していない旨を表示しながら卵黄など乳化作用をもつ原材料を使用 ・同等な特性を与える
<p>タイプ6</p> <ul style="list-style-type: none"> - - (1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・タイプ6 ・健康、安全と関連付ける表示 ・無添加あるいは不使用を健康や安全の用語と関連付けている 	<ul style="list-style-type: none"> ・No. ・項目名 ・タイプの説明 	<ul style="list-style-type: none"> ・⑦ ・健康、安全と関連付ける ・無添加あるいは不使用を健康や安全の用語と関連付ける
<p>タイプ7</p> <ul style="list-style-type: none"> - - (1) 例2 (2) (2) 	<ul style="list-style-type: none"> ・タイプ7 ・健康、安全以外と関連付ける表示 ・無添加あるいは不使用を健康や安全以外の用語(おいしさ、賞味期限及び消費期限、食品添加物の用途等)と関連付けている ・「保存料不使用なのでお早めにお召し上がりください」と表示 ・食品添加物の不使用表示 ・「開封後」に言及せずに表示することで、 	<ul style="list-style-type: none"> ・No. ・項目名 ・タイプの説明 ・例 ・詳細 ・詳細 	<ul style="list-style-type: none"> ・⑧ ・健康、安全以外と関連付ける ・健康、安全以外の、賞味期限及び消費期限、添加物の用途、おいしい等と関連付ける ・「保存料不使用なのでお早めにお召し上がりください」 ・添加物不使用表示 -
<p>タイプ8</p> <ul style="list-style-type: none"> - - (1) 例1 例2 	<ul style="list-style-type: none"> ・タイプ8 ・食品添加物の使用が予期されていない食品への表示 ・消費者が、通常、当該食品に食品添加物が使用されていることを予期していない ・食品元来の色を呈している食品に「着色料不使用」と表示 ・消費者が当該食品添加物の使用を予期していない例としては、ミネラルウォーターに保存料の使用、ミネラルウォーターに着色料の使用等 	<ul style="list-style-type: none"> ・No. ・項目名 ・タイプの説明 ・例 ・例 	<ul style="list-style-type: none"> ・⑨ ・添加物の使用が予期されていない ・消費者が通常その食品に添加物が使用されていることを予期していない ・食品元来の色を呈している食品に「着色料不使用」 -

前回検討会からの変更点

新		旧	
<p>類型9</p> <ul style="list-style-type: none"> ・－ ・－ ・(1) ・例1 ・(2) 	<ul style="list-style-type: none"> ・類型9 ・加工助剤、キャリアオーバーとして使用されている(又は使用されていないことが確認できない)食品への表示 ・当該食品には加工助剤やキャリアオーバーとして食品添加物が使用されている(又は使用されていないことが確認できない) ・原材料の一部に保存料を使用しながら、最終製品に「保存料不使用」と表示 ・削除 	<ul style="list-style-type: none"> ・No. ・項目名 ・類型の説明 ・例 ・詳細 	<ul style="list-style-type: none"> ・⑪ ・加工助剤、キャリアオーバー ・加工助剤やキャリアオーバーとして使用されている(又は使用されていないことが確認できない) ・最終製品に「保存料不使用」の表示をしているが、原材料に保存料を使用している ・※参考: QA加工-90
<p>類型10</p> <ul style="list-style-type: none"> ・－ ・(1) ・例 ・例2 ・(2) 	<ul style="list-style-type: none"> ・過度に強調された表示 ・過度に無添加あるいは不使用の文字等が強調されている ・削除 ・保存料、着色料以外の食品添加物を使用している食品に、大きく「無添加」と表示し、その側に小さく「保存料、着色料」と表示 ・表示が事実であれば直ちに表示禁止事項に該当するおそれがあるとはいえないが、容器包装のあらゆる場所に過度に強調して不使用表示を行う場合や、一括表示欄における表示と比較して過度に強調されたフォント、大きさ、色、用語などを用いる場合は、消費者が一括表示を見る妨げとなり、表示上の特定の食品添加物だけでなく、その他の食品添加物を全く使用していないという印象を与えかねず、内容物を誤認させるおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・項目名 ・類型の説明 ・例 ・例 ・詳細 	<ul style="list-style-type: none"> ・強調 ・過度に無添加あるいは不使用の文字等を使用している ・一括表示欄よりも大きな文字や目立つ色を使用して「○不使用」 ・－ ・強調することで直ちに誤認を生じさせるとはいえないが、容器包装のあらゆる場所に過度に強調して不使用表示を行う場合や、過度に協調されたフォント、大きさ、色、用語などを用いる場合は、消費者が一括表示を見る妨げとなり、強調された特定の添加物だけでなく、その他の添加物を全く使用していないことと印象付けるおそれがあり、内容物を誤認させるおそれがある。